

平成18年6月12日

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

### ミサワホームホールディングス株式会社

代表取締役 水谷和生

#### 第3回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

#### 記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル3階 NS3Fホール

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表及び第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 平成18年3月31日現在の貸借対照表並びに第3期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書及び損益計算書報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第3期損失処理案承認の件  
第2号議案 B種優先株式併合の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（34頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（35頁から61頁まで）に記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役8名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

普通株主様による種類株主総会決議事項

第1号議案 B種優先株式併合の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」  
(67頁)に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」  
(67頁)に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- (お願い) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社定款第17条により、株主総会に出席できる方は、代理人を含め、議決権のある当社株主に限られております。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### I 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

##### (1) 企業集団をとりまく環境

当期におけるわが国経済は、年度前半には輸出等に一部弱い動きがみられたものの、好調な企業収益を背景に設備投資が増加し、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く推移するなど、総じて回復基調にありました。

住宅業界におきましては、貸家と分譲マンションが増加したことにより新設住宅着工戸数は124万戸（前期比4.6%増）と、平成12年度以来5年ぶりに120万戸を超える高水準となりましたが、当社グループの主力市場である持家につきましては漸減が続いており、なお厳しい状況にあります。

##### (2) 企業集団の状況

このような環境下、当社グループは、平成16年12月に株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」）の支援決定を受けて以来、「事業再生計画」に基づき、株主の皆様をはじめ関係各位のご協力のもと、早期再生に向けて全力で取り組んでまいりました。

具体的には、まず、当社グループの信用力の回復と財務体質の抜本的な改善を実現するため、平成17年6月に関係金融機関等からの金融支援 約1,333億円（債務免除 約1,133億円、債務の株式化 約200億円）を受けるとともに、トヨタ自動車株式会社、NPF-MG投資事業有限責任組合（野村プリンシパル・ファイナンス株式会社が組成するファンド）及びあいおい損害保険株式会社のスポンサー3社を引受先とする約258億円の第三者割当増資を実施し、8月に自己株式及び子会社が保有する当社株式497万株を売却いたしました。これにより、前期末での債務超過は9月末には解消され、課題でありました有利子負債につきましては当期末時点で587億円に削減することができました。

次に、遊休不動産の売却、不良債権の処理などノンコア事業の整理を概ね終了させ、コア事業である住宅事業及びリフォーム事業に特化する体制といたしました。同時に、競争力のある魅力的な商品の企画・開発及びディーラー（住宅販売会社）の販売力強化を目的とした組織体制の見直しを行い、グループ連結経営の強化を図りました。

さらに、スポンサーとの「資本提携契約」に基づく取り組みといたしまして、茨城県守谷市における共同分譲の開発及び販売、提携住宅ローン等の導入が実現いたしました。

また、再生への起爆剤として、昨年2月からニューヨーク Yankees の松井秀喜選手を当社グループのイメージリーダーに起用し、テレビCMや広告等を通じて、新しく生まれ変わった「ミサワホーム」を訴求してまいりました。

このような諸施策を確実に実行してまいりました結果、財務基盤は大幅に改善され、受注も回復基調となるなど、順調に「再生」を実現しております。この成果と進捗状況を各金融機関にご評価いただき、平成18年3月、リファイナンス（借り換え）による調達等により、産業再生機構及び関係金融機関が保有する協定対象債権を一括弁済し、産業再生機構による支援が終了いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位のご支援、ご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

なお、当期の連結決算につきましては、売上高は3,846億円（前期比1.4%減）となりましたが、前期はノンコア事業の売上が149億円含まれており、コア事業である住宅事業の売上は前期を61億円上回っております。経常利益は、有利子負債の削減による支払利息の軽減等により、ほぼ計画どおりの147億円（前期比28.2%増）となりました。また、当期純利益は、債務免除益1,133億円を特別利益に計上した結果、1,243億円となりました。

単独決算につきましては、営業収益は18億円（前期比28.0%増）、経常損失は0.3億円となりましたが、子会社に係る子会社損失引当金戻入益などを特別利益に計上した結果、当期純利益は1,207億円となりました。

### (3) 住宅事業及びリフォーム事業の状況

当社グループは、工業化住宅の推進を目指し、地球環境を考えた住まいづくり、安心してお住まいいただける品質の追求及び保証体制の充実等に鋭意取り組んでまいりました。

技術開発におきましては、総合性能が評価され、平成17年度「グッドデザイン賞」に「CENTURY蔵のある家」と住宅部品3点が選定され、16年連続の受賞となりました。また、好評を得ております次世代耐震構造「MGEO（エムジオ）」は、木質系住宅に加え、アパートにも搭載範囲を広げ、4月にセラミック系住宅に対応した「MGEO-H（エムジオエイチ）」を発売したことにより、全商品に搭載可能といたしました。さらに、在来木造用リフォーム部品として「MGEO-R（エムジオアール）」を開発し、10月より販売を開始いたしました。

戸建住宅事業におきましては、商品体系の見直しによるブランドの再編を行い、アパートを加えた5ブランド体制を確立させ、地域の特性や多様化する顧客ニーズに適応した住宅の提案を行ってまいりました。また、「蔵」や「MGEO」など、快適性や安全性を追求した商品に加え、「次世代に受け継がれる、人と環境に優しい家」をテーマに、新しい日本の住まい方「ECO・微気候デザイン」を提唱し、受注拡大に注力いたしました。

商品といたしましては、木質系では、「マルチリビング」の発想を取り入れた「GENIUSいろいろの間」を3タイプ、太陽光発電等のエコパッケージを設定した「GENIUS SMART STYLE」、セラミック系では、エコノミーとエコロジーを兼ね備えた“ECONOMIZE (エコノマイズ)”商品として「HYBRID 自由空間」、「マルチリビング」の「HYBRID ViVY (ヴィヴィ)」を発売いたしました。さらに、「ECO・微気候デザイン」商品として、木質系「CENTURY VikiCourt」、セラミック系「HYBRID ECO-design」を発売しております。

なお、3月末時点における「蔵」の累積販売実績は32,000棟を超え、「MGEO」につきましても、累計5,000棟を超える受注実績となっており、戸建住宅の受注回復に大きく寄与いたしました。

アパート事業におきましては、「現場見学会」や「外壁グレードアップキャンペーン」を実施、あいおい損害保険株式会社との提携による「アパートローン」の取扱いを開始するなど、受注拡大に努めてまいりました。また、ミサワエムアールディー株式会社を管理会社とする賃貸住宅管理サポートシステム「MRD倶楽部」を発足させ、販売促進に取り組んでまいりました。商品といたしましては、デザイン性と快適性を追求した都市型賃貸住宅「Belle Lead FORMAL」を発売しております。

このほか住宅関連事業として、3月に在宅介護サービスとグループホームの相互利用に力点を置いた業界初の“在宅支援型”グループホーム「マザアスホームだんらん松戸」をオープンし、地域のニーズや特性を踏まえた施設やサービスの展開を図りました。

リフォーム事業におきましては、在来木造用「MGEO-R」を投入し、「まるごとホームイング」等リフォーム商品の拡販に努め、大型工事の受注拡大に注力いたしました。

環境への取り組みといたしましては、株式会社ミサワテクノがリサイクル建材「M-Wood」を対象に、いわゆる「廃棄物処理法」の広域認定制度に基づく環境大臣認定を取得し、加工メーカーで排出される端材の再資源化を実現いたしました。また、3ヶ所の工場において、部材生産の過程で排出

される廃棄物を100%リサイクルする「ゼロ・エミッション」を達成しております。さらに、解体廃木材等を利用した「M-Wood2」が、愛知万博のグローバル・ループや、中部国際空港の送迎デッキに使用されるなど、木材資源の有効活用と環境負荷低減を推進しております。

## 2. 企業集団の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、原油価格の高騰や、金利の上昇による個人消費への影響など懸念材料はあるものの、企業収益は好調を維持し、引き続き国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと思われま

す。住宅業界におきましては、金利先高感、地価上昇懸念などにより、貸家への投資や分譲住宅の取得意欲高揚が期待され、新設住宅着工戸数については堅調な推移をたどるものと思われま

すが、当社グループの主力市場であります持家につきましては、建替え需要の低迷などにより本格的な回復を見せるには至らず、横ばい傾向が続くと見込まれま

す。このような環境下、当社グループにおきましては、原価低減の推進や業務効率の向上に努め、収益力の改善、財務体質のさらなる強化に取り組んでま

います。同時に、総合住宅展示場への新規出展や展示棟の建替え、当社の先進技術をお客様が体験できる施設の開設など、営業力強化のために経営資源を前向きに投入し、住宅市場でのシェア回復を図ってま

います。さらに、来るべき高齢化社会を見据え、介護施設の運営実績を活かした商品開発にも取り組んでま

います。また、新たに策定した「経営理念」及び「行動指針」に基づき、法令遵守、誠実で倫理的な行動を徹底し、創業以来掲げてまいりました「住まいを通じて生涯のおつきあい」をスローガンに企業としての社会的責任を果たしてま

います。今後は、ステージを「再生」から「飛躍」に移し、お客様との良質な「住まいづくり」を通じて確たる事業基盤の構築に邁進する所存でございます。より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 3. 企業集団の設備投資及び資金調達状況

(1) 当期において、重要な設備投資はありませんでした。

(2) 当期における資金調達は、次のとおりであります。

- ① 平成17年3月31日開催の取締役会の決議により、平成17年6月10日付で債務の株式化によりC種優先株式3,333,333株を発行し、約200億

円を調達いたしました。

- ② 平成17年3月31日開催の取締役会及び平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年6月24日付で第三者割当増資により普通株式12,913,000株を発行し、258億円を調達いたしました。
- ③ 平成17年8月8日付で自己株式46,500株の処分及び子法人等が保有する当社株式4,933,400株の売出しを行い、処分総額は180億円となりました。
- ④ ミサワホーム株式会社は、平成18年3月29日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする14の金融機関と、総額560億円（うちタームローン360億円、コミットメントライン200億円）のシンジケートローン契約を締結いたしました。なお、この契約に基づく当期末借入金残高は360億円であります。

#### 4. 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

##### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

項 目	第 1 期 (平成15年度)	第 2 期 (平成16年度)	第 3 期 (平成17年度)
	(15. 4～16. 3)	(16. 4～17. 3)	(17. 4～18. 3)
売 上 高	403, 495 <small>百万円</small>	390, 044 <small>百万円</small>	384, 645 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△128, 766 <small>百万円</small>	△203, 332 <small>百万円</small>	124, 357 <small>百万円</small>
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△693 16 <small>円 銭</small>	△997 31 <small>円 銭</small>	3, 854 96 <small>円 銭</small>
総 資 産	505, 151 <small>百万円</small>	263, 415 <small>百万円</small>	222, 951 <small>百万円</small>
純 資 産	31, 055 <small>百万円</small>	△162, 420 <small>百万円</small>	24, 200 <small>百万円</small>
1 株 当 た り の 純 資 産	△518 18 <small>円 銭</small>	△1, 551 42 <small>円 銭</small>	△614 26 <small>円 銭</small>
(ご 参 考)			
期 中 平 均 発 行 済 普 通 株 式 数	187, 400 <small>千株</small>	204, 973 <small>千株</small>	32, 259 <small>千株</small>
期 末 発 行 済 普 通 株 式 数	202, 773 <small>千株</small>	193, 109 <small>千株</small>	37, 116 <small>千株</small>

(注) 1. 1株当たりの当期純利益又は当期純損失は、各金額を期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

なお、期中平均発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

また、当期純利益又は当期純損失から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。

2. 1株当たりの純資産は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を期末発行済普通株式数で除して算出しております。

なお、期末発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

また、期末純資産額から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。

3. 第1期の状況につきましては、売上高4,034億円、経常利益206億円となりましたが、ゴルフ場・販売用不動産等の評価損、貸付債権に対する貸倒引当金の計上及び構造改善施策の実施等に伴う費用により、特別損失1,508億円を計上したことから、1,287億円の当期純損失となりました。

なお、第1期の状況は、完全子会社となったミサワホーム株式会社から連結報告主体が当社へ異動したため、同社の連結数値を引き継いで作成しており、会計年度の期間を平成15年4月1日から平成16年3月31日までとしております。

4. 第2期の状況につきましては、売上高3,900億円、経常利益115億円となりました。また、コア事業である住宅事業及びリフォーム事業に経営資源を集中し、コア事業との関連性の薄いノンコア事業からの撤退並びに固定資産の減損会計を見据えた処理等、特別損失2,121億円を計上したことにより、2,033億円の当期純損失となりました。

5. 第3期(当期)の状況につきましては、前記「1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

項 目	第 1 期 (平成15年度)	第 2 期 (平成16年度)	第 3 期 (平成17年度)
	(15. 8～16. 3)	(16. 4～17. 3)	(17. 4～18. 3)
営 業 収 益	1, 123 <small>百万円</small>	1, 464 <small>百万円</small>	1, 874 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△147, 580 <small>百万円</small>	△175, 496 <small>百万円</small>	120, 785 <small>百万円</small>
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (△ は 損 失)	△609 95 <small>円 銭</small>	△685 68 <small>円 銭</small>	3, 380 24 <small>円 銭</small>
総 資 産	60, 160 <small>百万円</small>	19, 452 <small>百万円</small>	37, 181 <small>百万円</small>
純 資 産	44, 792 <small>百万円</small>	△129, 779 <small>百万円</small>	36, 867 <small>百万円</small>
1 株 当 た り の 純 資 産	△362 45 <small>円 銭</small>	△1, 035 15 <small>円 銭</small>	△261 70 <small>円 銭</small>
(ご 参 考) 期 中 平 均 発 行 済 普 通 株 式 数	243, 737 <small>千株</small>	257, 532 <small>千株</small>	35, 732 <small>千株</small>
期 末 発 行 済 普 通 株 式 数	251, 878 <small>千株</small>	257, 889 <small>千株</small>	38, 717 <small>千株</small>

(注) 1. 1株当たりの当期純利益又は当期純損失は、各金額を期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

なお、期中平均発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

また、当期純利益又は当期純損失から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。

2. 1株当たりの純資産は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を期末発行済普通株式数で除して算出しております。

なお、期末発行済普通株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

また、期末純資産額から普通株主に帰属しない金額を控除して算出しております。

3. 平成15年8月1日、当社は、株式移転により設立されました。第1期は、営業収益11億円、経常利益2億円となりましたが、子会社の株式に対する投資損失引当金繰入額等の特別損失1,477億円を計上したことにより、1,475億円の当期純損失となりました。

4. 第2期の状況につきましては、営業収益14億円、経常損失4億円となりましたが、子会社損失引当金繰入額等の特別損失1,750億円を計上したことにより、1,754億円の当期純損失となりました。

5. 第3期(当期)の状況につきましては、前記「1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## Ⅱ 会社の概況（平成18年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、工業化住宅「ミサワホーム」の製造、販売、施工を中心に「住」産業関連事業を行っております。

また、当社は、住宅事業等を営むグループ会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を統治しております。

### 2. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当 社

本 社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 子法人等

会 社 名	本 店 所 在 地
ミサワホーム株式会社	東京都杉並区
株式会社ミサワテクノ	長野県松本市
ミサワホーム北海道株式会社	北海道札幌市
ミサワホーム北日本株式会社	秋田県秋田市
ミサワホーム西関東株式会社	埼玉県さいたま市
ミサワホーム東関東株式会社	千葉県千葉市
ミサワホーム東京株式会社	東京都杉並区
ミサワホーム信越株式会社	新潟県新潟市
ミサワホーム東海株式会社	愛知県名古屋
ミサワホーム近畿株式会社	大阪府大阪市
ミサワホームサンイン株式会社	鳥取県鳥取市
ミサワホーム中国株式会社	広島県広島市
ミサワホーム九州株式会社	福岡県福岡市

### 3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数	280,000,000株
普通株式	231,660,000株
B種優先株式	45,000,000株
C種優先株式	3,340,000株
(2) 発行済株式の総数	87,071,527株
普通株式	38,738,914株
第三回B種優先株式	3,333,280株
第四回B種優先株式	41,666,000株
第一回C種優先株式	3,333,333株
(3) 1単元の株式の数	
普通株式	100株
B種優先株式	1,000株
C種優先株式	100株

- (注) 1. 平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年6月1日付で会社が発行する株式の総数は280,000,000株とし、このうち231,660,000株は普通株式、45,000,000株はB種優先株式、3,340,000株はC種優先株式となりました。
2. 平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年5月27日付で普通株式について10株を1株にする株式併合を行い、25,825,914株といたしました。
3. 平成17年3月31日開催の取締役会及び平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年6月24日付で第三者割当増資を行い、普通株式12,913,000株を発行いたしました。
4. 平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、A種優先株式58,333,000株、第一回B種優先株式41,666,000株、第二回B種優先株式41,666,000株、第三回B種優先株式のうち38,332,720株を無償消却いたしました。
5. 平成17年3月31日開催の取締役会の決議により、平成17年6月10日付で債務の株式化による第三者割当増資を行い、C種優先株式3,333,333株を発行いたしました。
6. 平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年5月27日より1単元の株式の数を普通株式について1,000株から100株に変更いたしました。

(4) 株主数	普通株式	17,132名
	第三回B種優先株式	1名
	第四回B種優先株式	1名
	第一回C種優先株式	1名

(5) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
NPF-MG投資事業有限責任組合	5,593 <sup>千株</sup>	14.4%	— <sup>千株</sup>	—%
トヨタ自動車株式会社	5,191	13.4	—	—
あいおい損害保険株式会社	2,458	6.3	—	—
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	2,238	5.7	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,959	5.0	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,527	3.9	—	—
ジェービーモルガンチェースバンク 3 8 5 0 6 7	909	2.3	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	907	2.3	—	—
株式会社アイ・エル・エス	826	2.1	—	—
ミサワキャピタル株式会社	734	1.8	—	—

② 第三回B種優先株式

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,333 <sup>千株</sup>	100.0%	— <sup>千株</sup>	—%

③ 第四回B種優先株式

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,666 <sup>千株</sup>	100.0%	— <sup>千株</sup>	—%

④ 第一回C種優先株式

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	千株 3,333	% 100.0	千株 —	% —

- (注) 1. 株式会社アイ・エル・エス及びミサワキャピタル株式会社は、商法第241条第3項の規定により、議決権を有しない株主であります。
2. 平成18年1月1日付で、株式会社UFJ銀行と株式会社東京三菱銀行が合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となりました。
3. フィデリティ投信株式会社から、平成18年1月13日付大量保有報告書及び平成18年1月19日付訂正報告書により、平成17年12月31日付で3,760千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成18年3月31日時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当社発行済普通株式数をもとに算出しております。)

大量保有者    フィデリティ投信株式会社  
 住        所    東京都港区虎ノ門四丁目3番地1号 城山トラストタワー  
 所有株式数    3,760,700株  
 発行済株式総数に対する所有株式数の割合    9.7%

(6) 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取得株式

普通株式	30,756株
取得価額の総額	131,338,978円

② 処分株式

普通株式	46,500株
処分価額の総額	168,283,500円

③ 失効手続をした株式

A種優先株式	58,333,000株
第一回B種優先株式	41,666,000株
第二回B種優先株式	41,666,000株
第三回B種優先株式	38,332,720株

④ 決算期における保有株式

普通株式	21,177株
------	---------

- (注) 1. 平成17年4月21日開催の臨時株主総会等の決議により、平成17年5月27日付で、普通株式について10株を1株に併合いたしました。  
2. 上記「普通株式」の株数は、株式併合後の株式数で記載しております。

#### 4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
8,156名	154名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	152名	3名増	41才9カ月	15年5カ月
女性	34名	8名増	32才4カ月	9年5カ月
合計	186名	11名増	40才1カ月	14年4カ月

- (注) 1. 従業員数には、執行役員は含まれておりません。  
2. 従業員数は、子法人等からの出向者、兼務者であり、平均勤続年数は、子法人等からの通算であります。

## 5. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミサワホーム株式会社	百万円 24,000	% 100.0	工業化住宅の開発、住宅 部材の供給
株式会社ミサワテクノ	50	100.0 (100.0)	工業化住宅部材の製造・ 販売
ミサワホーム北海道株式会社	988	75.2 (13.2)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム北日本株式会社	430	78.4 (2.8)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム西関東株式会社	450	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東関東株式会社	475	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東京株式会社	2,234	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム信越株式会社	537	99.9	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム東海株式会社	450	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム近畿株式会社	490	100.0	工業化住宅の販売・施工
ミサワホームサンイン株式会社	444	50.3 (12.3)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム中国株式会社	1,369	78.3 (1.8)	工業化住宅の販売・施工
ミサワホーム九州株式会社	662	71.1 (11.5)	工業化住宅の販売・施工

(注) 出資比率の( )は、当社の子法人等の出資比率を内数で表示しております。

### (2) その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東北ミサワホーム株式会社	百万円 3,761	% 45.1 (18.4)	工業化住宅の販売・施工

(注) 出資比率の( )は、当社の子法人等の出資比率を内数で表示しております。

### (3) 企業結合関係の経過

- ① 株式会社ミサワテクノは、平成17年11月27日付で減資を行い、資本金が前期末比87億95百万円減少いたしました。
- ② ミサワホーム東海株式会社は、平成18年2月25日付で減資を行い、資本金が前期末比7億45百万円減少いたしました。

### (4) 企業結合関係の成果

上記の重要な子法人等13社を含む当期の連結売上高は3,846億円、連結当期純利益は1,243億円であります。

## 6. 主要な借入先

当社におきましては、当期末における借入金残高はありませんでした。

## 7. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(1) 当社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額	269百万円
(2) (1)の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	268百万円
(3) (2)の合計額のうち、当社が支払うべき額	40百万円

## 8. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役 社長執行役員	水 谷 和 生	
代表取締役 専務執行役員	中 神 正 博	管理全般 兼 経営全般補佐
取締役 専務執行役員	佐 藤 春 夫	住宅事業全般 兼 ブロック統括担当
取締 役員 常務執行役員	西 平 均	販売・商品企画全般 兼 ハイブリッド推進担当
取締 役員 執行役員	多 賀 道 正	中央ブロック統括部長 兼 販売推進担当
取締 役員 執行役員	田 中 博 臣	管理全般補佐 兼 経営戦略部長
取締 役員	立 花 貞 司	
取締 役員	宮 脇 保 夫	
常勤監査役	宮 森 正 和	
常勤監査役	児 玉 隆 行	
監 査 役	守 谷 俊 太 郎	
監 査 役	依 藤 司	

(注) 1. 当期中における取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

- (1) 就 任 平成17年6月29日開催の第2回定時株主総会において、中神正博、西平 均、多賀道正、田中博臣、立花貞司、宮脇保夫の各氏は、新たに取締役に、守谷俊太郎、依藤 司の両氏は、新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退 任 平成17年6月29日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって、杉原信夫、佐藤昭二の両氏は、取締役を、黒田啓太氏は、監査役を退任いたしました。
2. 取締役のうち、立花貞司、宮脇保夫の両氏は、「商法」第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち、宮森正和、守谷俊太郎、依藤 司の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

なお、その他の各執行役員の地位、氏名及び担当又は主な職業は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
常務執行役員	東 海 健 生	住宅事業戦略担当 兼 住宅事業全般補佐
執行役員	赤 松 哲 男	財務経理部長
執行役員	竹 中 宣 雄	ミサワホーム東京株式会社 代表取締役
執行役員	碓 井 博 己	総務人事部長
執行役員	下 村 秀 樹	北日本ブロック統括部長 兼 西日本ブロック統括部長
執行役員	阪 口 博 司	監査室長

## 9. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

平成18年5月12日開催の取締役会におきまして、連結経営の強化を目的として、持分法適用関連会社である東北ミサワホーム株式会社が行う第三者割当増資の引受け及び同社株式の買受けを決議いたしました。

これらの株式取得をもって、同社は当社の連結子法人等となります。

- (1) 株式取得の相手会社の名称 : 東北ミサワホーム株式会社
- (2) 主な事業内容 : 工業化住宅の販売・施工
- (3) 資本の額 : 3,761百万円
- (4) 連結売上高 : 26,770百万円（平成18年3月期）
- (5) 取得する株式の数 : 2,079千株
- (6) 取得価額 : 999百万円
- (7) 取得後の議決権所有割合 : 52.3%（間接保有分を含む。）
- (8) 払込期日及び買受予定日 : 平成18年5月29日

（注）本営業報告書中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。また、比率及び月数も、表示未満の端数を切り捨てて記載しております。

# 連結貸借対照表

当連結会計年度  
(平成18年3月31日現在)

区 分	金 額 (百万円)	構成比(%)	区 分	金 額 (百万円)	構成比(%)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>			<b>I 流動負債</b>		
1. 現金及び預金	40,906		1. 支払手形及び買掛金	54,888	
2. 受取手形及び売掛金	15,604		2. 短期借入金	32,509	
3. たな卸資産	63,098		3. 一年以内償還 予定の社債	400	
4. 繰延税金資産	7,270		4. 賞与引当金	5,187	
5. その他	7,576		5. 完成工事補償引当金	2,273	
6. 貸倒引当金	△1,207		6. 未払金	8,254	
<b>流動資産合計</b>	<b>133,249</b>	59.8	7. 未成工事受入金	27,818	
<b>II 固定資産</b>			8. 預り金	18,144	
1. 有形固定資産			9. その他	4,278	
(1) 建物及び構築物	29,017		<b>流動負債合計</b>	<b>153,755</b>	68.9
減価償却累計額	15,589	13,427	<b>II 固定負債</b>		
(2) 機械装置及び運搬具	14,947		1. 社債	1,000	
減価償却累計額	11,141	3,805	2. 長期借入金	24,819	
(3) 土地		25,011	3. 繰延税金負債	213	
(4) その他	5,980		4. 再評価に係る 繰延税金負債	2,020	
減価償却累計額	3,361	2,619	5. 退職給付引当金	5,873	
<b>有形固定資産合計</b>		44,863	20.1	6. 債務保証等 損失引当金	1,390
2. 無形固定資産			7. その他	6,795	
(1) 連結調整勘定		319	<b>固定負債合計</b>	<b>42,113</b>	18.9
(2) その他		5,710	<b>負債合計</b>	<b>195,868</b>	87.8
<b>無形固定資産合計</b>		6,030	2.7		
3. 投資その他の資産			<b>(少数株主持分)</b>		
(1) 投資有価証券		8,641	<b>少数株主持分</b>	<b>2,882</b>	1.3
(2) 繰延税金資産		22,655			
(3) その他		10,508	<b>(資本の部)</b>		
(4) 貸倒引当金		△2,998	<b>I 資本金</b>	23,412	10.5
<b>投資その他の資産合計</b>		38,807	<b>II 資本剰余金</b>	67,688	30.4
<b>固定資産合計</b>		89,701	<b>III 利益剰余金</b>	△66,986	△30.0
			<b>IV 土地再評価差額金</b>	2,178	1.0
			<b>V その他有価証券 評価差額金</b>	2,009	0.9
			<b>VI 為替換算調整勘定</b>	89	0.0
			<b>VII 自己株式</b>	△4,192	△1.9
			<b>資本合計</b>	24,200	10.9
<b>資産合計</b>	<b>222,951</b>	100.0	<b>負債、少数株主持分 及び資本合計</b>	<b>222,951</b>	100.0

## 連結損益計算書

当連結会計年度  
(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

区 分	金 額 (百万円)	百分比 (%)
I 売 上 高	384,645	100.0
II 売 上 原 価	287,218	74.7
売 上 総 利 益	97,426	25.3
III 販売費及び一般管理費		
1. 広 告 宣 伝 費	12,168	
2. 販 売 促 進 費	4,270	
3. 給 料 手 当 等	36,293	
4. 賞 与 引 当 金 繰 入 額	4,344	
5. 減 価 償 却 費	3,183	
6. そ の 他 の 販 売 費	5,260	
7. そ の 他 の 一 般 管 理 費	13,828	
営 業 利 益	79,349	20.6
IV 営 業 外 収 益	18,077	4.7
1. 受 取 利 息	39	
2. 受 取 手 数 料	355	
3. そ の 他	1,763	
営 業 外 費 用	2,158	0.5
1. 支 払 利 息	3,609	
2. 持 分 法 に よ る 投 資 損 失	11	
3. そ の 他	1,854	
経 常 利 益	5,475	1.4
VI 特 別 利 益	14,759	3.8
1. 債 務 免 除 益	113,326	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	967	
3. 固 定 資 産 売 却 益	284	
4. そ の 他	967	
特 別 損 失	115,546	30.0
1. 減 損 損 失	1,679	
2. 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	775	
3. 債 務 保 証 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	730	
4. 固 定 資 産 処 分 損	629	
5. た な 卸 資 産 評 価 損	646	
6. 投 資 有 価 証 券 売 却 損	190	
7. そ の 他	1,404	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,056	1.5
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	446	
法 人 税 等 調 整 額	△759	△0.1
少 数 株 主 利 益	206	0.1
当 期 純 利 益	124,357	32.3

## 注記事項

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 50社

主要な連結子法人等は、「Ⅱ 会社の概況 5. 企業結合の状況」に記載しております。

(連結子法人等の数の変動理由)

(増加)

- ・重要性が増したこと等によるもの 7社

株式会社マザアス MH建設株式会社 ホームイング埼玉株式会社

ミサワエムジー建設株式会社 富山住宅工業株式会社

臨沂三澤木業有限公司 エム・ウッド・コーポレーション株式会社

(減少)

- ・株式売却によるもの 3社

ミサワ東洋株式会社 ホリーエンジニアリング株式会社

株式会社オナーズヒル軽井沢

なお、ミサワ東洋株式会社は株式会社U S S東洋に商号を変更しております。

- ・会社清算によるもの 10社

ミサワホームエンジニアリング株式会社 ホリー住機産業株式会社

株式会社エイチ・イー・シー 株式会社国際高等研究所

ミサワファイナンス株式会社 テックビルド株式会社 ミサワランド開発株式会社

瀬戸内リゾート株式会社 ミサワ不動産株式会社 みちのく開発株式会社

なお、テックビルド株式会社はジェイエス株式会社に商号を変更しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社

主要な持分法適用関連会社名は、「Ⅱ 会社の概況 5. 企業結合の状況」に記載しております。

(持分法適用関連会社の変動理由)

(減少)

- ・株式売却によるもの 1社

財形住宅金融株式会社

- (2) 次の関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。

関連会社 株式会社ミサワホーム山梨ほか

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の関連会社の当期純損益及び利益剰余金等は、それぞれ連結計算書類に与える影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、株式会社アイ・エル・エスの決算日は12月31日であるため、連結計算書類作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、臨沂三澤木業有限公司の決算日は12月31日ですが、連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部資本直入法による処理）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

商品、貯蔵品、製品、原材料、仕掛品

主として総平均法による原価法

分譲土地建物、未成工事支出金

個別法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

無形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異については、主として15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。

過去勤務債務は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。

④ 債務保証等損失引当金

保証等の履行に伴う損失に備えるため、個別に必要と認められる額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等は税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、20年間で均等償却しております。

重要性が乏しい連結調整勘定については、その生じた期の損益として処理しております。

**【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更】**

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益が1,679百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産

たな卸資産	6,932百万円
流動資産「その他」	6百万円
建物及び構築物	1,407百万円
土地	6,232百万円
投資有価証券	394百万円

なお、上記の資産のほか、連結会社株式の一部を担保に供しております。

### 2. 保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する

保証債務	46,295百万円
------	-----------

### 3. 受取手形裏書譲渡高

	49百万円
--	-------

### 4. 土地の再評価に関する注記

連結子法人等のうち4社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条に定める方法により算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、585百万円であります。

## 【連結損益計算書に関する注記】

1株当たりの当期純利益	3,854円96銭
-------------	-----------

## 【重要な後発事象】

平成18年5月12日開催の取締役会におきまして、連結経営の強化を目的として、持分法適用関連会社である東北ミサワホーム株式会社が行う第三者割当増資の引受け及び同社株式の買受けを決議いたしました。

これらの株式取得をもって、同社は当社の連結子法人等となります。

(1) 株式取得の相手会社の名称	:	東北ミサワホーム株式会社
(2) 主な事業内容	:	工業化住宅の販売・施工
(3) 資本の額	:	3,761百万円
(4) 連結売上高	:	26,770百万円（平成18年3月期）
(5) 取得する株式の数	:	2,079千株
(6) 取得価額	:	999百万円
(7) 取得後の議決権所有割合	:	52.3%（間接保有分を含む。）
(8) 払込期日及び買受予定日	:	平成18年5月29日

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

ミサワホームホールディングス株式会社

取締役会 御中

**中央青山監査法人**

指定社員 業務執行社員	公認会計士	黒	田	裕	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井	出	隆	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林	達	郎	Ⓜ

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ミサワホームホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従いミサワホームホールディングス株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当連結会計年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

後発事象

重要な後発事象に、会社による連結子法人等の取得に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月17日

ミサワホームホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 森 正 和 ㊟

常勤監査役 児 玉 隆 行 ㊟

監 査 役 守 谷 俊 太 郎 ㊟

監 査 役 依 藤 司 ㊟

(注) 監査役宮森正和、監査役守谷俊太郎及び監査役依藤 司は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸 借 対 照 表

当事業年度  
(平成18年3月31日現在)

区 分	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)	区 分	金 額 (百万円)	構 成 比 (%)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>			<b>I 流動負債</b>		
1. 現金及び預金	103		1. 未払金	164	
2. 預け金	3,160		2. 未払費用	20	
3. 営業未収入金	220		3. 未払法人税等	5	
4. 前払費用	18		4. 預り金	4	
5. その他	15		5. 賞与引当金	120	
<b>流動資産合計</b>	<b>3,517</b>	9.5	<b>流動負債合計</b>	<b>314</b>	0.8
			<b>負債合計</b>	<b>314</b>	0.8
<b>II 固定資産</b>			<b>(資本の部)</b>		
1. 無形固定資産			<b>I 資本金</b>	23,412	63.0
ソフトウェア	3		<b>II 資本剰余金</b>		
無形固定資産合計	3	0.0	1. 資本準備金	22,912	
2. 投資その他の資産			2. その他資本剰余金		
(1) 関係会社株式	33,655		(1) 資本金減少差益	44,749	
(2) その他	4		(2) 自己株式処分差益	26	
投資その他の資産合計	33,659	90.5	<b>資本剰余金合計</b>	<b>67,688</b>	182.0
<b>固定資産合計</b>	<b>33,663</b>	90.5	<b>III 利益剰余金</b>		
			当期未処理損失	54,143	
			<b>利益剰余金合計</b>	<b>△54,143</b>	△145.6
			<b>IV 自己株式</b>	<b>△91</b>	△0.2
			<b>資本合計</b>	<b>36,867</b>	99.2
<b>資産合計</b>	<b>37,181</b>	100.0	<b>負債・資本合計</b>	<b>37,181</b>	100.0

# 損 益 計 算 書

当事業年度  
(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

区 分	金 額 (百万円)		百分比 (%)
<b>I 営 業 収 益</b>			
1. 受 取 配 当 金 収 入	22		
2. 経 営 管 理 料 収 入	1,851	1,874	100.0
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,874</b>	100.0
<b>II 一 般 管 理 費</b>		1,763	94.1
<b>営 業 利 益</b>		<b>110</b>	5.9
<b>III 営 業 外 収 益</b>			
1. 受 取 利 息	113		
2. 受 取 保 証 料	17		
3. 雑 収 入	1	132	7.1
<b>IV 営 業 外 費 用</b>			
1. 支 払 利 息	272		
2. 雑 損 失	6	278	14.9
<b>経 常 損 失</b>		<b>36</b>	△1.9
<b>V 特 別 利 益</b>			
1. 子会社損失引当金戻入益	112,049		
2. 投資損失引当金戻入益	12,343		
3. 投資有価証券売却益	2	124,395	6,637.7
<b>VI 特 別 損 失</b>			
1. 投資損失引当金繰入額	3,271		
2. その他の特別損失	297	3,569	190.5
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>120,789</b>	6,445.3
法人税、住民税及び事業税		4	0.2
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>120,785</b>	6,445.1
前 期 繰 越 損 失		174,928	
<b>当 期 未 処 理 損 失</b>		<b>54,143</b>	

## 注記事項

### 【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
2. 繰延資産の処理方法  
新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
3. 引当金の計上基準  
賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。  
投資損失引当金……………関係会社株式の実質価額の低下に相当する額につき、純資産価額等を勘案して計上しております。  
なお、同引当金179,186百万円は、貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。
4. リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法により会計処理をしております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 貸借対照表、損益計算書中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。  
また、貸借対照表、損益計算書の用語及び様式は、商法施行規則第200条（有報提出大会社の特例）に基づき、財務諸表規則の用語及び様式で作成しております。

### 【会計処理方法の変更】

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
金銭債権  
預け金…………… 3,160百万円  
営業未収入金…………… 220百万円  
その他金銭債権……………14百万円  
金銭債務  
未払金……………82百万円
2. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の金額…………… 9,458百万円

### 【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
受取配当金収入	22百万円
経営管理料収入	1,851百万円
受取利息	113百万円
受取保証料	17百万円
支払利息	179百万円
有価証券購入高	3,598百万円
2. (1) 1株当たりの当期純利益	3,380円24銭
(2) 1株当たりの当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	120,785百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	120,785百万円
普通株式の期中平均株式数	35,732千株
3. 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。	
(1) 人件費	1,038百万円
(2) 賞与引当金繰入額	120百万円
(3) 賃借料	99百万円
(4) 支払手数料	281百万円
(5) その他	223百万円
合計	1,763百万円

## 損 失 処 理 案

その他資本剰余金の処分

(単位：円)

I その他資本剰余金	44,775,707,705
II 当期末処理損失に充当	44,775,707,705
III その他資本剰余金次期繰越高	0

当期末処理損失の処理

(単位：円)

I 当期末処理損失	54,143,078,890
II 損失処理額	
その他資本剰余金取崩額	44,775,707,705
資本準備金取崩額	9,367,371,185
III 次期繰越損失	0

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

ミサワホームホールディングス株式会社

取締役会 御中

**中央青山監査法人**

指定社員 業務執行社員	公認会計士	黒田	裕	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井出	隆	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林	達郎	Ⓜ

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ミサワホームホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

営業報告書に、会社による連結子法人等の取得に関する後発事象が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても必要に応じて営業の報告を求め、又は主要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査するなどの方法によって監査しました結果、取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月17日

ミサワホームホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 森 正 和 ㊟

常勤監査役 児 玉 隆 行 ㊟

監査役 守 谷 俊 太 郎 ㊟

監査役 依 藤 司 ㊟

(注) 監査役宮森正和、監査役守谷俊太郎及び監査役依藤 司は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

**【第3回定時株主総会】**  
**議決権の行使についての参考書類**

**1. 総株主の議決権の数**

366,714個

**2. 議案及び参考事項**

**第1号議案 第3期損失処理案承認の件**

議案の内容は、添付書類の損失処理案（31頁）に記載のとおりであります。

営業の概況においてご報告申し上げましたとおり、当社は、平成16年12月に発表いたしました事業再生計画の早期達成を着実に推し進めてまいりました結果、財務基盤は大幅に改善され、受注も回復基調となるなど、順調に再生を実現しております。

しかしながら、事業構造改革を推し進めた過程において、前期までに投資損失引当金等、多額の特別損失を計上したことにより、累積損失が発生しております。

本議案につきましては、今後の機動的な資本政策に備えるために、累積損失を一掃すべく、資本準備金及びその他資本剰余金を取り崩し、当期末処理損失に充当させていただきたくご承認をお願いするものであります。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、利益配当金につきましては、見送りとさせていただきたいと存じます。

なお、今後につきましては、業績向上に努め、配当可能利益の充実を図り、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございます。

**第2号議案 B種優先株式併合の件**

**1. 株式併合の理由**

「会社法」の施行に伴い、議決権制限株式を発行済株式の総数の2分の1以下にする措置をとる必要があるため、B種優先株式の併合を行うものであります。

なお、B種優先株主の権利に株式併合による変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式数を、B種優先株式について1,000株から100株に変更する予定であります。

**2. 株式併合の方法**

B種優先株式の発行済株式数44,999,280株（第三回3,333,280株、第四回41,666,000株）について、10株を1株に併合いたします。株式併合後のB種優先株式の発行済株式数は、4,499,928株（第三回333,328株、第四回4,166,600株）となります。その他の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生日は平成18年7月18日の予定であります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）等が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、これらへの対応その他を目的として、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

なお、条文番号は変更後のものを記載しております。

##### ① 第5条（公告方法）

会社法第939条の規定により、公告閲覧の利便性の向上と公告費用の節減を図るため、現行定款第4条（公告の方法）につき、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

##### ② 第10条（単元未満株式についての権利）

会社法第189条第2項の規定により、単元未満株式の権利を明確化できることから、新設するものであります。

##### ③ 第13条（招集）

旧「商法」第233条（株主総会の招集地）に関する規定が廃止されたことから、株主総会を機動的に開催できるよう、現行定款第14条第2項を削除するものであります。

##### ④ 第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

「会社法施行規則」第94条第1項等の規定により、株主総会参考書類等の一部を当社のホームページに掲示できることから、開示手段の選択肢を広げるため、新設するものであります。

##### ⑤ 第17条（決議方法）

会社法第324条第2項の規定により、種類株主総会の定足数を普通株主総会と同一基準にできることから、規定の追加をするものであります。

##### ⑥ 第18条（議決権の代理行使）

会社法第310条第5項の規定により、株主総会における代理人の人数を定めることが可能になったことから、代理人の人数を明確にするとともに、代理人が議決権を行使する場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面の提出を要することを定めるものであります。

##### ⑦ 第27条（みなし決議）

会社法第370条の規定により、取締役会で決議すべき事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができることから、

取締役会の機動的な運営を図るため、変更するものであります。

- ⑧ 第24条（社外取締役との責任限定契約）、第33条（社外監査役との責任限定契約）

会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の招聘に有効活用するため、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できるよう、新設するものであります。

なお、第24条に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、整備法に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当会社に取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は株券を発行する旨の定め。
- ・当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

- (2) B種優先株式の併合に伴い、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

なお、条文番号は変更後のものを記載しております。

- ① 第6条（発行可能株式総数）

B種優先株式の発行可能株式総数を変更することに伴い、所要の変更を行うものであります。

- ② 第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）

B種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、所要の変更を行うものであります。

- ③ 株式の併合に伴い、B種優先株主の権利に影響を及ぼさないようにするための措置として、第12条の3（B種優先期末配当）、第12条の8（B種優先株主に対する残余財産の分配）、第12条の12（B種優先株式の償還請求権）、第12条の14（普通株式への強制転換）の一部を変更するものであります。

- (3) 当社の現行の機関設計に沿った規定の整備とするため、第15条（招集権者及び議長）、第22条（代表取締役）、第25条（招集権者及び議長）を規定するものであります。

- (4) その他関連する規定について、条文の新設又は削除、条数の整備、見出しの位置の変更、用語及び引用条文の変更を行うとともに、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

変更部分は下線を引き表示しております。

u003c

なお、見出しの位置の変更につきましては、下線を省略しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>(商 号)</p>	<p>第1条 (商 号)</p>
<p>第1条 当社は、ミサワホームホールディングス株式会社と称し、英文では、MISAWA HOMES HOLDINGS, INC. と表示する。</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>第2条 (目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>	<p>1 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、その会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>
<p><u>(1)</u> 建物及び構築物の部材の製造及び販売</p>	<p>① 建物及び構築物の部材の製造及び販売</p>
<p><u>(2)</u> 建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び管工事の設計、施工、監理及び請負</p>	<p>② 建築工事、土木工事、外構工事、造園工事、機械器具設置工事、電気工事、水道工事及び管工事の設計、施工、監理及び請負</p>
<p><u>(3)</u> 土地の開発及び造成並びにそれらの請負</p>	<p>③ 土地の開発及び造成並びにそれらの請負</p>
<p><u>(4)</u> 地域開発、都市開発及び環境整備の企画、設計、監理及び請負</p>	<p>④ 地域開発、都市開発及び環境整備の企画、設計、監理及び請負</p>
<p><u>(5)</u> 建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入</p>	<p>⑤ 建設資材、建設設備機器、建設機械装置、家具及び室内装飾品の設計、製造、施工、販売、賃貸及び輸出入</p>
<p><u>(6)</u> 立体駐車場設備機器の製造及び販売</p>	<p>⑥ 立体駐車場設備機器の製造及び販売</p>
<p><u>(7)</u> 事務用機器の製造、販売及び賃貸</p>	<p>⑦ 事務用機器の製造、販売及び賃貸</p>
<p><u>(8)</u> 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売</p>	<p>⑧ 塗料、合成樹脂製品、化学工業薬品の製造及び販売</p>
<p><u>(9)</u> 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定</p>	<p>⑨ 不動産の売買、交換、賃貸、仲介、管理及び鑑定</p>
<p><u>(10)</u> ホテル並びにスポーツ及びレジャー施設等を有するリゾートの経営</p>	<p>⑩ ホテル並びにスポーツ及びレジャー施設等を有するリゾートの経営</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(11)</u> ゴルフ会員権及び前号に掲げた施設等の利用に関する会員権の販売及び仲介	<u>⑪</u> ゴルフ会員権及び前号に掲げた施設等の利用に関する会員権の販売及び仲介
<u>(12)</u> 高齢者向集合住宅施設の経営及び当該施設の利用権の販売及び仲介	<u>⑫</u> 高齢者向集合住宅施設の経営及び当該施設の利用権の販売及び仲介
<u>(13)</u> 介護保険による居宅介護業務及び居宅介護支援業務並びに高齢者等の要介護者に対する介護業務	<u>⑬</u> 介護保険による居宅介護業務及び居宅介護支援業務並びに高齢者等の要介護者に対する介護業務
<u>(14)</u> 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与	<u>⑭</u> 車椅子等の介護用具の製造、制作、販売及び貸与
<u>(15)</u> 船舶碇繋場業	<u>⑮</u> 船舶碇繋場業
<u>(16)</u> 旅行業	<u>⑯</u> 旅行業
<u>(17)</u> 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業	<u>⑰</u> 運送の取扱業及び代理業、海上運送業、船舶代理業並びに倉庫業
<u>(18)</u> コンピューターシステム及び通信衛星を利用した情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務	<u>⑱</u> コンピューターシステム及び通信衛星を利用した情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務
<u>(19)</u> コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与	<u>⑲</u> コンピューター、通信、映像、音響、医療及び介護に関するシステム機器並びにこれらのソフトウェアの製造、制作、販売及び貸与
<u>(20)</u> 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介	<u>⑳</u> 工業所有権、著作権、ノウハウ、システム技術及びその他ソフトウェアの取得、開発、企画、保全、利用、販売及び仲介
<u>(21)</u> 出版物の制作及び販売	<u>㉑</u> 出版物の制作及び販売
<u>(22)</u> 広告代理店業	<u>㉒</u> 広告代理店業
<u>(23)</u> 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催	<u>㉓</u> 博物館、美術館及び資料館の経営及び管理並びに絵画、美術品及び工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理、輸出入及び展覧会の開催
<u>(24)</u> 石材及び石材製品の輸入、販売並びに据付	<u>㉔</u> 石材及び石材製品の輸入、販売並びに据付
<u>(25)</u> 各種繊維品の染色整理加工及び販売	<u>㉕</u> 各種繊維品の染色整理加工及び販売
<u>(26)</u> 食料品、衣料品及び日用品雑貨の販売	<u>㉖</u> 食料品、衣料品及び日用品雑貨の販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>(27) 燃料油、潤滑油の販売  (28) 通信販売業  (29) 労働者派遣業  (30) 個人及び法人の資産運用に関する指導及び情報提供業務  (31) 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売  (32) 金銭の貸付及び債務の保証  (33) ファクタリング業  (34) 有価証券の保有、売買及び運用業務  (35) 不動産及び動産のリース業  (36) 損害保険の代理業及び生命保険の募集業  (37) ゴム製品及び再生ゴムの製造及び販売  (38) 緩衝材、梱包材及び断熱材の製造、販売  (39) 産業廃棄物処理に関する業務  (40) 生命工学の方法による農畜水産品の製造、販売  (41) 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務  (42) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>2. 当会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。</p>	<p>②7 燃料油、潤滑油の販売  ②8 通信販売業  ②9 労働者派遣業  ③0 個人及び法人の資産運用に関する指導及び情報提供業務  ③1 各種資格取得講座の開設並びにこれに関する教材の企画及び販売  ③2 金銭の貸付及び債務の保証  ③3 ファクタリング業  ③4 有価証券の保有、売買及び運用業務  ③5 不動産及び動産のリース業  ③6 損害保険の代理業及び生命保険の募集業  ③7 ゴム製品及び再生ゴムの製造及び販売  ③8 緩衝材、梱包材及び断熱材の製造、販売  ③9 産業廃棄物処理に関する業務  ④0 生命工学の方法による農畜水産品の製造、販売  ④1 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育及びコンサルタント業務  ④2 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>2 (現行のとおり)</p>
<p>(本店の所在地)  第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。</p>	<p>第3条 (本店の所在地)  (現行のとおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第4条 (機 関)  <u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の各号に掲げる機関を置く。</u></p> <p>① 取締役会  ② 監査役  ③ 監査役会  ④ 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>2億8,000万株とし、このうち2億3,166万株は普通株式、4,500万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合又はB種優先株式もしくはC種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、普通株式につき100株、B種優先株式につき1,000株、C種優先株式につき100株とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株とし、このうち1億4,216万株は普通株式、450万株はB種優先株式、334万株はC種優先株式とする。</u></p> <p>第7条 (株券の発行)</p> <p><u>当社は、その株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>1. 当社の単元株式数は、普通株式につき100株、B種優先株式につき100株、C種優先株式につき100株とする。</u></p> <p><u>2. 当社は、第7条の定めにかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿等及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類並びに株式の 名義書換、株券喪失登録の手續 き、単元未満株式の買取り、その 他株式に関する取扱い及び手数料</u> は、法令又は本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規程 による。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>(B種優先株式)</p> <p>第11条の2 当社の発行するB種優先株 式の内容は<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(B種優先利益配当金)</p> <p>(1) 当社は、第38条に定める利益配 当を行うときは、B種優先株式を 有する株主（以下「B種優先株 主」という。）又はB種優先株式 の登録質権者（以下「B種優先登 録質権者」という。）に対し、普 通株主又は普通登録質権者に先立 ち、B種優先株式1株につき年60 円を上限としてB種優先株式の発 行に関する取締役会の決議で定め る額の利益配当金（以下「B種優 先利益配当金」という。）を支払 う。ただし、当該営業年度におい て本条第2号に定めるB種優先中 間配当金を支払ったときは、当該 B種優先中間配当金を控除した額 とする。</p>	<p>第12条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株式に関する取扱い及び 手数料は、法令又は本定款のほ か、取締役会において定める株式 取扱規程による。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (優先株式)</p> <p>当社の発行する優先株式の内容 は、<u>本章に定めるとおりとする。</u></p> <p>第12条の3 (B種優先期末配当)</p> <p>当社は、第36条に定める剰余金 の配当を行うときは、B種優先株 式を有する株主（以下「B種優先 株主」という。）又はB種優先株 式の登録株式質権者（以下「B種 登録株式質権者」という。）に対 し、普通株式に係る株主（以下 「普通株主」という。）又は普通 株式に係る登録株式質権者（以下 「普通登録株式質権者」とい う。）に先立ち、B種優先株式1 株につき年600円を上限としてB種 優先株式の発行に関する取締役会 の決議で定める額の剰余金の配当 （以下「B種優先期末配当」とい う。）を支払う。ただし、当該事 業年度において第12条の4に定め るB種優先中間配当又は当該事業 年度に属する日を基準日とする第 12条の5に定めるB種優先配当 （期末配当・中間配当以外）を支 払ったときは、当該B種優先中間 配当及びB種優先配当（期末配 当・中間配当以外）の累積額を控 除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(B種優先中間配当金)</p> <p>(2) 当社は、第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条の4（B種優先中間配当）</p> <p>当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当」という。）を支払う。<u>ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の5に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p> <p>第12条の5（B種優先配当（期末配当・中間配当以外））</p> <p>当社は、<u>第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先期末配当のうち、当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間（以下、本条において「計算期間」という。）に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）の方法で算出される額の金銭（以下「B種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度において、第12条の4に定めるB種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、当該B種優先中間配当及びB種優先配当（期末配当・中間配当以外）の累積額を控除した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(B種優先利益配当金の非累積条項)</p> <p><u>(3)</u> 当社は、ある<u>営業年度</u>においてB種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p><u>第12条の6</u> (B種優先期末配当の非累積条項)</p> <p>当社は、ある<u>事業年度</u>においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先期末配当の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
<p>(B種優先利益配当金の非参加条項)</p> <p><u>(4)</u> 当社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先<u>利益配当金</u>を超えて配当は行わない。</p>	<p><u>第12条の7</u> (B種優先期末配当の非参加条項)</p> <p>当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、B種優先<u>期末配当</u>を超えて配当は行わない。</p>
<p>(B種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p><u>(5)</u> B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき600円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。 B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p><u>第12条の8</u> (B種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。 B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(B種優先株主の議決権)</p> <p><u>(6)</u> B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p> <p><u>(B種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</u></p> <p><u>(7)</u> 当社は、法令に定める場合を除き、<u>B種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</u>当社は、B種優先株主に対しては、<u>新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u></p> <p>(B種優先株式の買受け又は消却)</p> <p><u>(8)</u> 当社は、いつでもB種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</p>	<p><u>第12条の9</u> (B種優先株主の議決権)</p> <p>B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前事業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合に、B種優先株主に対してB種優先先期末配当全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B種優先株主に対してB種優先先期末配当全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p> <p><u>第12条の10</u> (B種優先株主に対する新株予約権等の付与)</p> <p>当社は、B種優先株主に対しては、<u>募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>第12条の11</u> (B種優先株式の買受け又は消却)</p> <p>(現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(B種優先株式の償還請求権)</p> <p><u>(9) B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当会社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有するB種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当会社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。前記限度額を超えてB種優先株主からの償還請求があった場合、抽選その他の方法により償還すべきB種優先株式を決定する。償還価額は、B種優先株式1株につき600円に償還請求があったB種優先株式のB種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</u></p>	<p><u>第12条の12</u> (B種優先株式の償還請求権)</p> <p>B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当会社の前事業年度の当期分配可能額が200億円を超える場合、当該当期分配可能額に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その有するB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに<u>金銭の交付を請求することができ、当会社は、当該交付の請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を金銭の交付日として、法令の定めに従い金銭の交付をする。前記限度額を超えてB種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順序は取得請求可能期間の経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当会社がB種優先株式1株を取得するのと引換えにB種優先株主に交付する金銭の額は、B種優先株式1株につき6,000円に取得請求があったB種優先株式のB種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式への転換予約権)</p> <p><u>(10) B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でB種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	<p><u>第12条の13 (普通株式への転換請求権)</u></p> <p><u>第三回及び第四回B種優先株主は、第三回B種優先株主は平成32年7月1日から平成47年6月30日までの期間、第四回B種優先株主は平成35年7月1日から平成50年6月30日までの期間(以下それぞれ「取得請求期間」という。)中、発行時に取締役会決議で定める条件で、当会社に対し、第三回及び第四回B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、第三回及び第四回B種優先株主が取得を請求した第三回及び第四回B種優先株式の発行価額の総額を、取締役会が発行時の普通株式の時価を基準に決定する当初転換価額(取締役会が発行時に当初転換価額の修正及び調整方法を定めた場合において、取得請求期間中に当該修正及び調整事由が生じた場合には、当該修正及び調整後の転換価額)で除して算出される数(1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。)の普通株式の交付を請求することができる。なお、第三回及び第四回B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の第三回及び第四回B種優先株式の発行価額は、調整後発行価額(調整前発行価額に、株式分割・株式併合前の第三回及び第四回B種優先株式の総数を乗じ、株式分割・株式併合後の第三回及び第四回B種優先株式の総数で除して算出される価額。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。)とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式への強制転換)</p> <p><u>(11)</u> 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、<u>取締役会の決議により、B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が50円を下回るときは、50円とする。</u></p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>	<p><u>第12条の14</u>（普通株式への強制転換）</p> <p>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、<u>B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式を取得することができる。当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、取得の対価として、B種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</u></p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>なお、<u>B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の当該強制転換時の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のB種優先株式数／分割・併合後のB種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(C種優先株式)</p> <p>第11条の3 <u>当会社の発行するC種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(C種優先利益配当金)</p> <p>(1) 当社は、第38条に定める利益配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録質権者（以下「C種優先登録質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「C種優先利益配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(C種優先中間配当金)</p> <p>(2) 当社は、第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第12条の15 (C種優先期末配当)</p> <p>当社は、第36条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき年600円を上限としてC種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「C種優先期末配当」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）を支払ったときは、当該C種優先中間配当及びC種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）の累積額を控除した額とする。</p> <p>第12条の16 (C種優先中間配当)</p> <p>当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先期末配当の2分の1に相当する額の金銭（以下「C種優先中間配当」という。）を支払う。ただし、既に当該事業年度に属する日を基準日とする第12条の17に定めるC種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）を支払ったときは、当該C種優先配当（<u>期末配当・中間配当以外</u>）の累積額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(C種優先利益配当金の非累積条項)</p> <p>③ 当社は、ある営業年度においてC種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p>第12条の17 (C種優先配当 (期末配当・中間配当以外))</p> <p>当社は、第36条及び第37条以外の剰余金の配当を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先期末配当のうち、当該配当に係る基準日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該配当の基準日 (同日を含む。) までの期間 (以下、本条において「計算期間」という。) に相当する金額として月割計算 (ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算) の方法で算出される額の金銭 (以下「C種優先配当 (期末配当・中間配当以外)」という。) を支払う。ただし、既に当該事業年度において、第12条の16に定めるC種優先中間配当又は当該事業年度に属する日を基準日とする本条本文に定めるC種優先配当 (期末配当・中間配当以外) を支払ったときは、当該C種優先中間配当及びC種優先配当 (期末配当・中間配当以外) の累積額を控除した額とする。</p> <p>第12条の18 (C種優先期末配当の非累積条項)</p> <p>当社は、ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(C種優先利益配当金の非参加条項)</p> <p><u>(4)</u> 当社は、C種優先株主又はC種優先登録質権者に対し、C種優先利益配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(C種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p><u>(5)</u> C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。 C種優先株主又はC種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(C種優先株主の議決権)</p> <p><u>(6)</u> C種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(C種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</p> <p><u>(7)</u> 当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。 当社は、C種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</p> <p>(C種優先株式の買受け又は消却)</p> <p><u>(8)</u> 当社は、いつでもC種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</p>	<p><u>第12条の19</u> (C種優先期末配当の非参加条項) 当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、C種優先期末配当を超えて配当は行わない。</p> <p><u>第12条の20</u> (C種優先株主に対する残余財産の分配) C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき6,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。 なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合には、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき支払うべき金額は、6,000円に分割・併合前のC種優先株式数を乗じ、分割・併合後のC種優先株式数で除して得られる金額に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>第12条の21</u> (C種優先株主の議決権) (現行のとおり)</p> <p><u>第12条の22</u> (C種優先株主に対する新株予約権等の付与) 当社は、C種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p><u>第12条の23</u> (C種優先株式の買受け又は消却) (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(C種優先株式の強制償還)</p> <p><u>(9) 当社は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間の開始日の前日まで、いつでも、C種優先株主又はC種優先登録質権者の意思にかかわらず当該C種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。</u></p> <p><u>償還価額は、C種優先株式1株につきC種優先株式1株の発行価額に償還日の属する営業年度におけるC種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該営業年度においてC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</u></p> <p>(普通株式への転換予約権)</p> <p><u>(10) C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でC種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	<p><u>第12条の24 (C種優先株式の強制取得)</u></p> <p>当社は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間の開始日の前日まで、<u>取締役会が別に定める日をもって、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、会社法第461条に定める限度額を限度として、C種優先株式を取得することができる。C種優先株式の一部のみを取得するときは、抽選その他の方法により取得するC種優先株式を決定する。</u></p> <p>当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、<u>C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額を、取得日の属する事業年度におけるC種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額を支払うものとする。</u></p> <p>なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数／分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p><u>第12条の25 (普通株式への転換請求権)</u></p> <p>C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、その有するC種優先株式にかえて、普通株式の交付を請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式への強制転換)</p> <p>(11) 当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、C種優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p>	<p>第12条の26（普通株式への強制転換）</p> <p>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、<u>C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、C種優先株式を取得することができる。当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、当該優先株式1株の発行価額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</u></p> <p>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p><u>なお、C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額＝調整前発行価額×分割・併合前のC種優先株式数／分割・併合後のC種優先株式数の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先順位)</p> <p>第12条 B種優先株式及びC種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第13条 第14条(招集時期に関する部分を除く。)ないし第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第40条の規定は、優先利益配当金及び優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期及び招集地)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに取締役会の決議により随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、本店所在地又はその隣接地において招集することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第12条の27 (優先順位)</p> <p>B種優先株式及びC種優先株式の優先期末配当、優先中間配当、<u>その他の優先配当</u>及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第12条の28 (準用規定)</p> <p>1. 第13条(招集時期に関する部分を除く。)の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第38条の規定は、優先期末配当及び優先中間配当の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条 (招 集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに取締役会の決議により随時招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第14条 (定時株主総会の基準日)</p> <p><u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (招集権者及び議長)</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役が複数の場合、又は代表取締役に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 議決権を有する株主は、当会社の当該株主総会において議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第16条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する措置をとることにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 (決議方法)</p> <p>1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項及び会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第18条 (議決権の代理行使)</p> <p>1 議決権を有する株主は、当会社のその株主総会において議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役が記名押印する。</u></p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u> 第1節 <u>取 締 役</u> (員 数) 第19条 <u>当会社の取締役は、10名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> (任 期) 第21条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (報酬及び退職慰労金) 第23条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u> 第1節 <u>取 締 役</u> 第19条 (員 数) (現行のとおり)</p> <p>第20条 (選任方法) 1. <u>当会社は、株主総会において取締役を選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行のとおり)</p> <p>第21条 (任 期) <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役) <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (削 除)</p> <p>第23条 (報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第2節 取締役会 (招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印する。</p>	<p>第24条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第2節 取締役会</p> <p>第25条 (招集権者及び議長) 取締役会の招集権者及び議長は、法令に別途定める場合を除き、取締役会規程による。 (削 除)</p> <p>第26条 (招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (みなし決議) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 第1節 監 査 役 (員 数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 (任 期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 <u>(株主総会における補欠監査役の選任)</u> 第31条 法令又は第28条に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 第29条第2項の規定は、株主総会における補欠監査役の選任決議についてこれを準用する。この場合において、同条項中「監査役」とあるのは「補欠監査役」と読み替えるものとする。 3. 法令又は第28条に定める監査役の員数を欠くこととなり、本条第1項に基づき株主総会においてあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第1節 監 査 役 第28条 (員 数) (現行のとおり) 第29条 (選任方法) 1 当社は、株主総会において監査役を選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第30条 (任 期) 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>4. 本条第1項に基づきあらかじめ選任された補欠監査役選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第2節 監 査 役 会</p> <p>(招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役が記名押印する。</u></p>	<p>第31条 (常勤の監査役) <u>当社は、監査役会の決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第2節 監 査 役 会</p> <p>第34条 (招集通知)</p> <p><u>1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に<u>支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第36条 (期末配当) 当会社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第37条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第38条 (配当金の除斥期間)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当会社は、配当財産の交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、その<u>交付義務を免れる。</u></li> <li>2 <u>前項の受領されない配当財産には、利息はつけない。</u></li> </ol> <p><u>付則 (平成18年6月29日第3次改定時)</u></p> <p>第1条 (施 行)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改定後の定款は、改定時から施行する。</li> <li>2 前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる部分については、平成18年6月29日開催の第3回定時株主総会（以下「本総会」という。）におけるB種優先株式の併合に関する議案が可決され、かつその効力が発生した時（以下「本件併合時」という。）から施行する。</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>① <u>改定後の定款第6条中当会社の発行可能株式総数を「1億5,000万株」と定める部分並びに当会社の発行可能株式総数のうち、普通株式を「1億4,216万株」と定める部分及びB種優先株式を「450万株」と定める部分</u></p> <p>② <u>改定後の定款第9条中B種優先株式の単元株式数を「100株」と定める部分</u></p> <p>③ <u>改定後の定款第12条の3中B種優先期末配当の上限を「1株につき年600円」と定める部分</u></p> <p>④ <u>改定後の定款第12条の8中B種優先株式への残余財産の分配金額を「6,000円」と定める部分</u></p> <p>⑤ <u>改定後の定款第12条の12中当社がB種優先株式1株を取得すると引換えにB種優先株主に交付する金銭の額を「6,000円」と定める部分</u></p> <p>⑥ <u>改定後の定款第12条の14中計算の下限を「500円」と定める部分</u></p> <p><u>第2条（経過措置）</u>  <u>前条第2項の定めにより本件併合時から施行するものとする部分については、その改定の効力が生じるまでの間は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第3条（読替え）</u>  1 <u>改定後の定款第12条の3中「発行に関する取締役会の決議で定める額の」とあるのは、本總會の日以前に発行された第三回B種優先株式及び第四回B種優先株式については、「発行に関する取締役会の決議で定めた方法で算出される額（なお、その算出の基礎となる「発行価額（600円）」は「6,000円」と読替える。）の」と読替える。</u>  2 <u>前項の定めは、本件併合時から効力を生じる。</u></p>

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現取締役8名全員は、任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
1	水谷和生 (昭和19年4月8日)	昭和43年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和62年3月 同行新大阪駅前支店長 平成元年4月 同行広島支店長 平成3年7月 同行総務部副部長 平成7年11月 同行総務部長 平成8年6月 同行取締役 総務部長 平成10年4月 同行取締役 コンプライアンス統括部長 平成11年6月 同行常務執行役員 平成12年6月 東洋不動産株式会社代表取締役社長 平成14年10月 ミサワホーム株式会社副社長執行役員 平成15年8月 当社取締役副社長執行役員 平成15年12月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	中 神 正 博 (昭和23年3月18日)	昭和46年4月 トヨタ自動車販売株式会 社（現トヨタ自動車株式 会社）入社 平成8年9月 トヨタ自動車株式会社住 宅営業部部长 平成10年1月 トヨタホーム東京株式会 社代表取締役社長 平成17年5月 当社顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務執行 役員 現在に至る	300株
3	佐 藤 春 夫 (昭和26年4月3日)	昭和54年3月 ミサワホーム株式会社入 社 昭和61年4月 株式会社ミサワホーム鹿 児島代表取締役常務 平成2年6月 株式会社千葉ミサワホー ム（現ミサワホーム東関 東株式会社）常務取締役 平成3年4月 同社代表取締役常務 平成5年6月 同社代表取締役専務 平成6年5月 同社代表取締役社長 平成11年2月 ミサワホーム株式会社営 業企画部長 平成11年6月 同社取締役 平成13年12月 ミサワホームエンジニア リング株式会社代表取締 役社長 平成15年8月 当社取締役専務執行役員 現在に至る [他の会社の代表状況] ミサワホーム株式会社代表取締役	2,390株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	西 平 均 (昭和22年1月24日)	昭和44年3月 ミサワホーム株式会社入社 昭和62年4月 同社営業企画部長 昭和63年4月 同社商品企画部長 昭和63年10月 株式会社ミサワホーム神戸代表取締役常務 平成5年1月 ミサワホーム近畿株式会社常務取締役 平成7年6月 ミサワホーム株式会社営業企画部長 平成8年6月 同社取締役 平成11年2月 株式会社ミサワホーム新潟（現ミサワホーム信越株式会社）専務取締役 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成14年4月 ミサワホーム信越株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る [他の会社の代表状況] メディアエムジー株式会社 代表取締役社長	605株
5	多 賀 道 正 (昭和28年3月28日)	昭和53年4月 ミサワホーム株式会社入社 平成5年5月 ミサワリゾート株式会社（現リゾートソリューション株式会社）営業部長兼流通事業部長 平成5年6月 同社取締役 平成15年6月 ミサワホーム株式会社取締役執行役員 平成15年8月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役執行役員 現在に至る	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株 式 の 数
6	田 中 博 臣 (昭和30年8月16日)	昭和54年4月 株式会社三和銀行（現株 株式会社三菱東京UFJ銀 行）入行 平成15年11月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱東京UFJ 銀行）難波法人営業第2 部長 平成17年4月 当社経営戦略部長 平成17年6月 当社取締役執行役員 現在に至る	0株
7	立 花 貞 司 (昭和22年1月18日)	昭和44年4月 トヨタ自動車工業株式会 社（現トヨタ自動車株式 会社）入社 平成6年1月 トヨタ自動車株式会社法 規部部長 平成7年1月 同社マーケティング開発 部部長 平成10年9月 同社国内営業部門東京業 務部長 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務役員 平成17年6月 同社専務取締役 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 〔他の会社の代表状況〕 トヨタホーム株式会社代表取締役社長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
8	宮脇保夫 (昭和27年11月3日)	昭和50年4月 野村証券株式会社入社 平成2年6月 野村企業情報株式会社企業情報部長 平成9年6月 野村証券株式会社大阪支店事業法人二部長 平成14年4月 同社大阪企業金融担当経営役 平成15年12月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社執行役 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	0株

(注) 取締役候補者立花貞司、宮脇保夫の両氏は、「会社法」第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会の開催をもって、現補欠監査役1名の選任の効力は無効となりますので、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ選任するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴 及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
加藤輝昭 (昭和20年8月14日)	昭和43年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成6年5月 同行証券部部长 平成6年9月 同行資本市場営業部長 平成7年5月 同行資金為替部長 平成7年6月 同行取締役 資金為替部長 平成8年6月 東海インターナショナル証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社）常務取締役 同社専務取締役 平成12年4月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社（現三菱UFJ証券株式会社）専務執行役員 平成14年1月 不動産建設株式会社顧問 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役常務執行役員 平成16年6月 ミサワホーム株式会社常勤監査役 現在に至る	100株

(注) 補欠監査役候補者加藤輝昭氏は、「会社法」第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

以上

**【普通株主様による種類株主総会】**  
**議決権の行使についての参考書類**

1. 総株主の議決権の数

366,714個

2. 議案及び参考事項

**第1号議案** B種優先株式併合の件

1. 株式併合の理由

「会社法」の施行に伴い、議決権制限株式を発行済株式の総数の2分の1以下にする措置をとる必要があるため、B種優先株式の併合を行うものであります。

なお、B種優先株主の権利に株式併合による変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式数を、B種優先株式について1,000株から100株に変更する予定であります。

2. 株式併合の方法

B種優先株式の発行済株式数44,999,280株（第三回3,333,280株、第四回41,666,000株）について、10株を1株に併合いたします。株式併合後のB種優先株式の発行済株式数は、4,499,928株（第三回333,328株、第四回4,166,600株）となります。その他の必要な事項につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生日は平成18年7月18日の予定であります。

**第2号議案** 定款一部変更の件

1. 変更の理由

変更の理由は、第3回定時株主総会の「議決権の行使についての参考書類」の35頁から36頁に記載の内容と同一であります。

2. 変更の内容

変更の内容は、第3回定時株主総会の「議決権の行使についての参考書類」の37頁から61頁に記載の内容と同一であります。

以 上



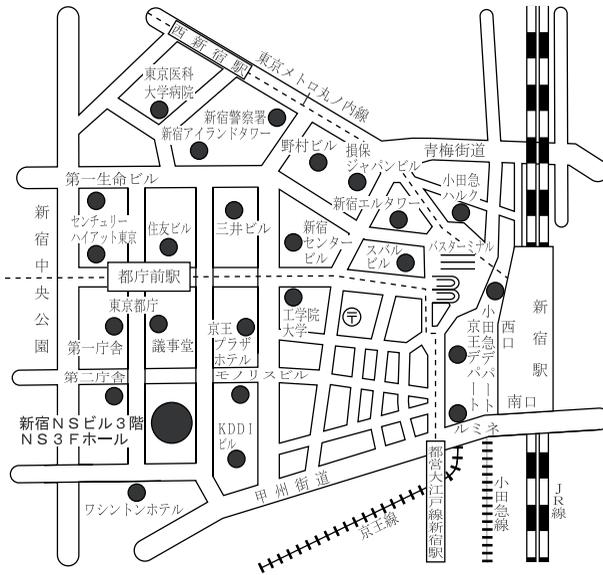






## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
新宿NSビル3階 NS3Fホール  
電話 (03) 3349-8070



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅南口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分